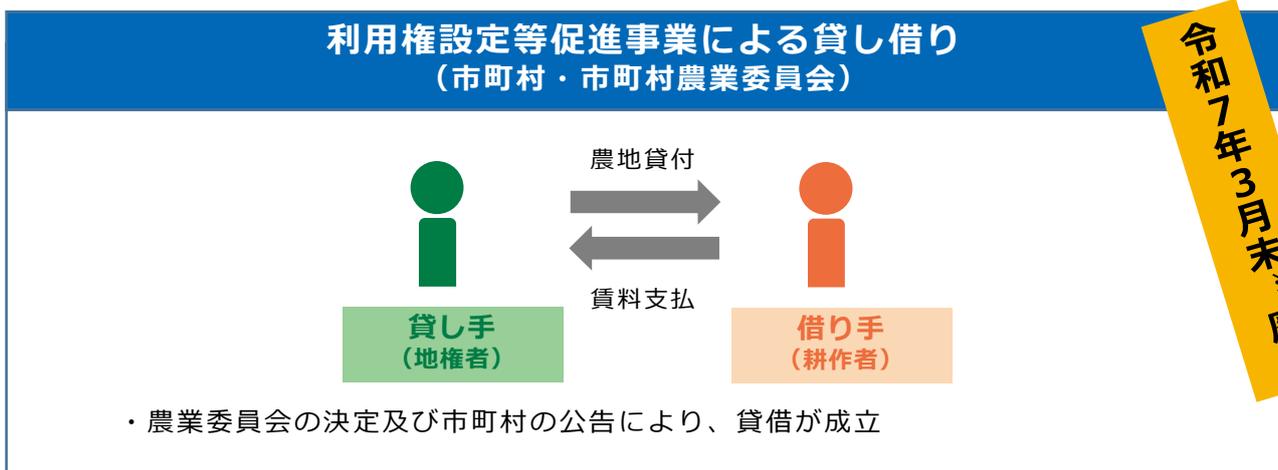


令和7年4月※から

農地の貸し借りの仕組みが **変** わります！

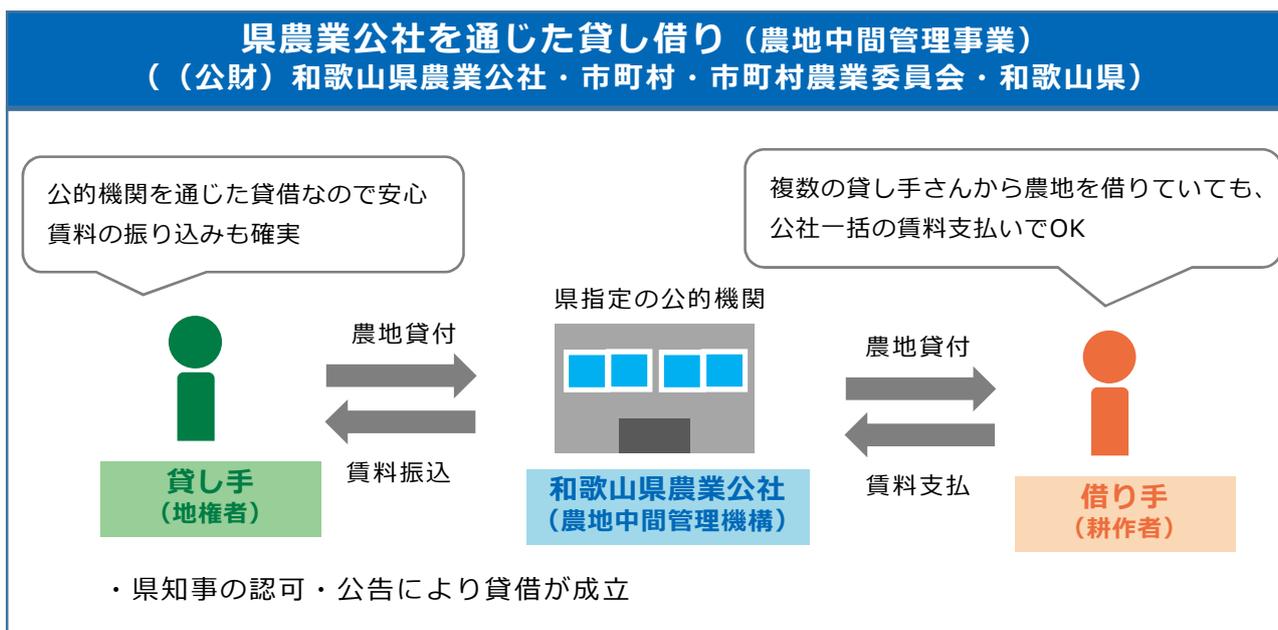
市町村で行ってきた貸し手（地権者）と借り手（耕作者）間の農地貸借の手続き（利用権設定等促進事業）は、令和7年3月末※をもって終了し、**県農業公社を通じた貸し借り**に変わります

※市町村において地域計画が策定された地域では、その時点から



令和7年
4月※から

- ・ 県農業公社を通じた貸し借り（農地中間管理事業）に変わります
- ・ 現在、利用権設定等促進事業により行われている貸し借りは、その期間が満了するまで有効です
- ・ 農地法に基づく貸し借り（公社を通じない貸し借り）は、引き続き可能です



農地貸借に関する申請・お問い合わせ : 農地の存在する市町村・市町村農業委員会
農地中間管理事業に関するお問い合わせ : (公財)和歌山県農業公社 (Tel 073-432-6115)
制度全般に関するお問い合わせ : 和歌山県経営支援課 (Tel 073-441-2890)
各振興局農業水産振興課